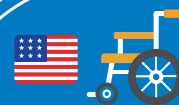


米国ドル建 介護保障付終身保険

(低解約返戻金型)〔無配当〕



保険料を抑え
介護保障もある
保険です。



一人ひとりの人生に
寄りそうカタチ。



ご注意
ください

この保険には、**為替リスク**およびお客さまに
ご負担いただく費用があります。

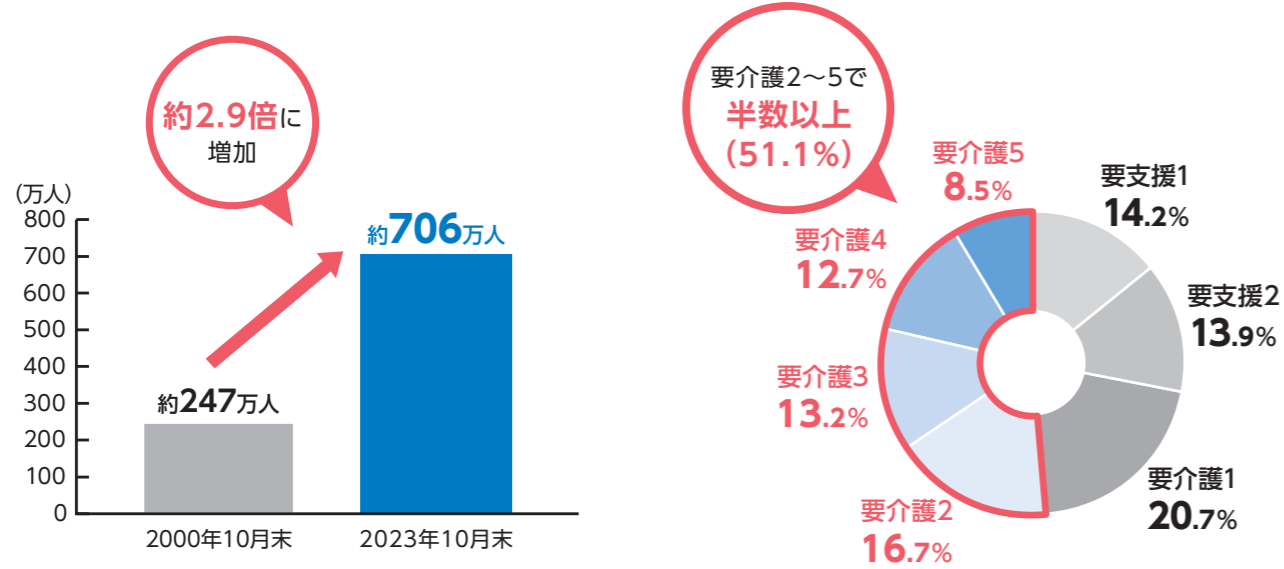
詳しくは16～18ページをご確認ください。

外貨建保険にかかる為替相場の変動リスク等やご契約にかかる費用について、動画でもご確認いただけます。



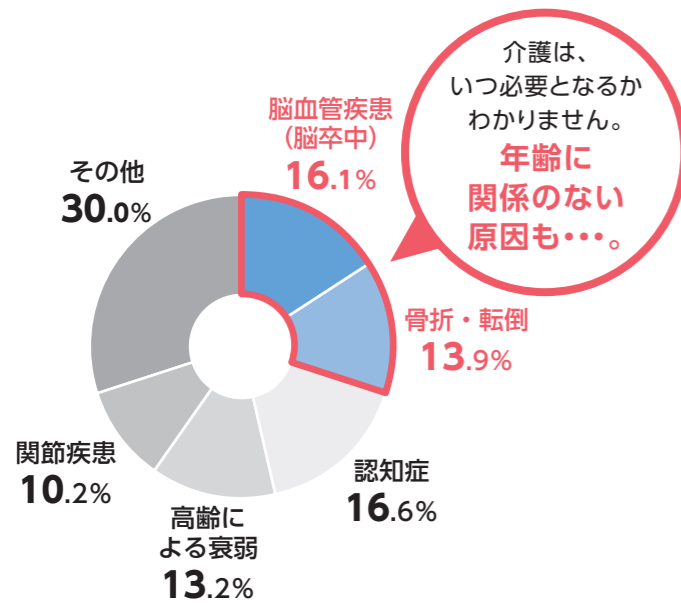
誰にでも起こりうる「介護」の問題

■要介護(要支援)認定者数の推移 出典1 ■要介護(要支援)度別認定者 出典2

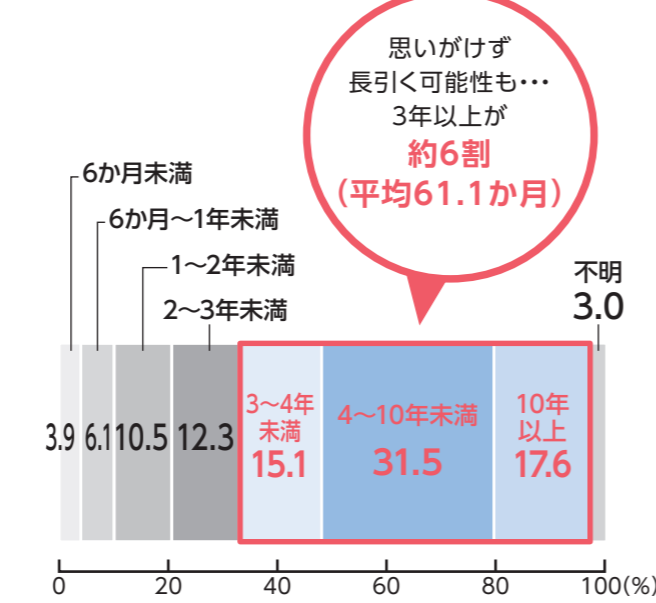


65歳以上は約5人に1人、75歳以上になると約3人に1人が要介護(要支援)認定を受けています。 出典2

■介護が必要となった原因 出典3



■介護期間 出典4



介護期間は、長期に渡ることも多く、その原因も様々です。年齢だけを理由に、他人事ではられません。

出典1 厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報(暫定版)」

出典2 厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報(暫定版) 令和5年10月分」をもとにジブラルタ生命で作成

出典3 厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況」

出典4 (公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

出典5 (公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド(2021年7月改訂版)」

出典6 厚生労働省 老人保健課「要介護認定の仕組みと手順(2016年6月)」

介護の費用

■介護にかかる初期費用 出典4

介護費用(一時的な費用の合計) **平均74万円**

参考 出典5

車いす	自走式	6～19万円	
	電動式	30～50万円	
特殊寝台	据置式	15～50万円	機能により金額は異なる
	レール走行式	20～50万円	(工事費別途)
移動用リフト	水洗面式	50万円～	(工事費別途)
	シャワー式	1～4万円	
ポータブルトイレ	廊下・階段・浴室用など	10～25万円	サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)
	いす式直線階段用	1万円～	(工事費別途)
手すり		50万円～	
階段昇降機			

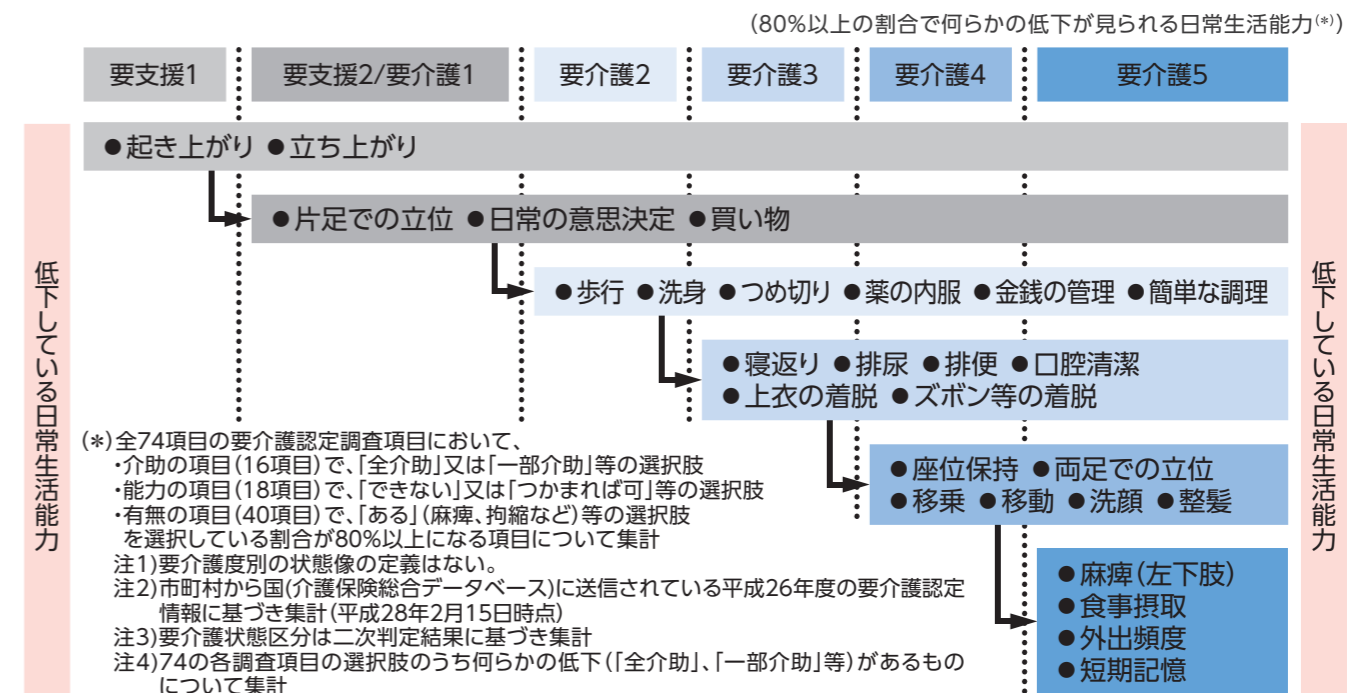
※金額は自費で購入等した場合の目安です。
※公的介護保険の給付対象となる場合があります。

■毎月の介護費用(介護を行った場所別) 出典4

在宅 平均4.8万円 **施設** 平均12.2万円

※「かかった(支払った)費用はない」を0円として平均を算出。
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

要介護状態区別の状態像 出典6



必要な備えについて
商品の特徴
商品のしくみ
お受取りについて
為替リスクについて
ご契約にかかる費用について
よくいただく質問
ご契約後の取扱について

「万が一のとき」「介護が必要になったとき」に「米国ドル」で備える保険です。

特徴 1 **万が一の場合**
死亡保険金をお受取りいただけます。
例えば ご遺族の生活資金や死後の整理資金などにご活用いただけます。

① 最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のうちにお受取りいただける「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。

特徴 2 **高度障害状態になられた場合**
高度障害保険金をお受取りいただけます。
例えば 住宅のバリアフリー化や長期にわたる療養費などにご活用いただけます。

特徴 3 **要介護状態になられた場合**
公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき等にプランに応じた介護保険金をお受取りいただけます。

介護保障50%プラン 保険金額の**50%**を介護保険金としてお受取り

介護保障100%プラン 保険金額の**全て**を介護保険金としてお受取り

例えば ご自身やご家族の生活費や介護費用としてご活用いただけます。

特徴 4 **介護保険金割増年金支払特約を付加した場合**
介護保険金の全部または一部を通常の年金よりも割増された介護年金でお受取りいただけます。
▶ 詳しくは12・13ページをご覧ください。

① このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。22ページの「くわしくは…」をご覧ください。

特徴 5 **低解約返戻金型ですので、保険料が割安です。**
この保険は低解約返戻金型です。
保険料払込期間中の解約返戻金額を、**低解約返戻金型としなかった場合の70%に相当する金額**とすることにより、低廉な保険料を実現しております。

特徴 6 **「身体障害状態になられた場合」もしくは「介護保険金をお受取られた場合」**
不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときや、介護保険金をお受取りになられた場合(*)
以後の保険料のお払込みが免除になります。
保障は継続します

② **さらに** **疾病障害による保険料払込免除特約**を付加されますと、**疾病により所定の身体障害状態になられたとき**に、以後の保険料のお払込みが免除になります。
※この特約の付加には別途保険料が必要です。

(*) **介護保障50%プラン** の場合です。介護保険金をお受取りになられたときも、以後の保険料のお払込みが免除になります。

☑ **ご存知ですか?**
ご契約にあたりご理解いただきたい公的な制度があります。▶ 詳しくは9・15・19ページをご覧ください。

☑ **必ずご確認ください**
当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。
「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

! **ご注意ください**
この保険には為替リスクおよびお客さまにご負担いただく費用があります。
この保険は米国ドル建てであり、米国ドルを円に換算するときに**為替相場の変動による影響を受けます**。
したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

▶ 詳しくは16~18ページの「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

商品のしくみ①

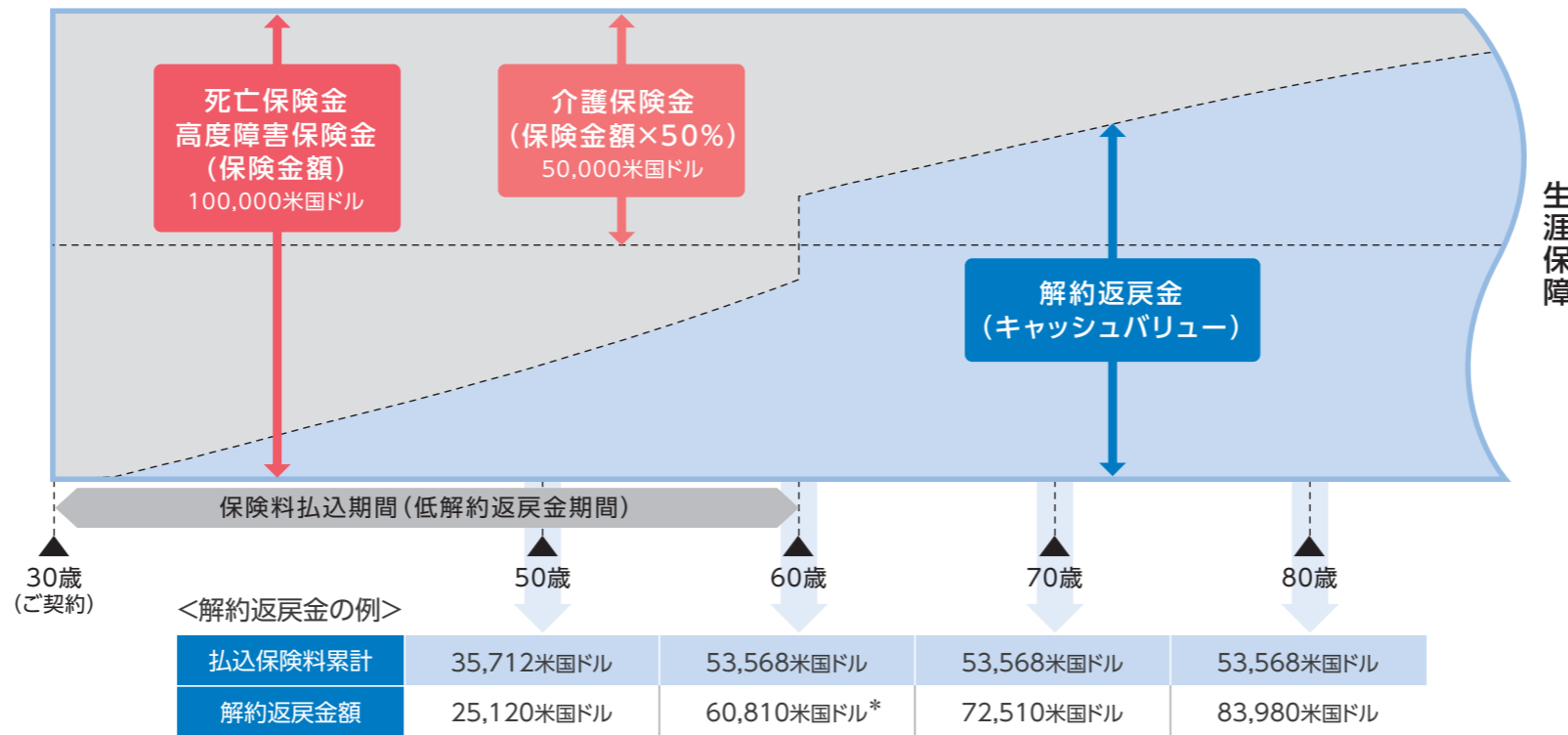
介護保障50%プラン

要介護状態になられたときに介護保険金をお受取りいただけます。その後も死亡・高度障害の保障は一生続きます。

※ 介護保障50%プランの場合、死亡保険金・高度障害保険金の額は、介護保険金受取後に、介護保険金と同額が減額されます。

ご契約例

- 契約年齢(被保険者)：30歳(男性)
- 保険金額：100,000米ドル
- 介護保険金割合：50%
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳満了
- 保険料(月払・口座振替)：148.80米ドル



※ 払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約当日の前日における金額を表示しています。(ただし、表中の[*]印が表示された低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金は、保険料払込期間満了日の翌日の金額を表示しています。)

要介護状態になられた場合

詳しくは9~14ページをご覧ください。

年金原資・年金の通貨について

ご希望で年金原資を

- 1 「米ドル」のままにしておくか、
- 2 「円」に換算するかをお選びいただけます。

1 年金原資が「米ドル」の場合

年金は「米ドル」か「円」でお受取り
毎年選択可能

2 年金原資が「円」の場合

年金は「円」でお受取り

円換算支払特約を付加します。詳しくは16ページをご覧ください。

生きるための資金として受取る

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約保険料は必要ありません

例えば 療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受けるなど、人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は非課税扱です

年金で受取る

保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加されますと、死亡・高度障害保険金または解約返戻金を年金としてお受取りいただけます。

※解約返戻金を年金でお受取りになる場合は、契約日から5年経過後より

特約保険料は必要ありません

<ライフプランに合わせて年金の種類をお選びいただけます。>

- 確定年金** 一定期間年金をお受取りになれます。年金を受取る期間を指定する「年金支払期間指定型」と年金額を指定する「年金額指定型」を選べます。
- 保証期間付終身年金** 生きている限り年金をお受取りになれます。
- 保証期間付夫婦連生終身年金** ご夫婦のどちらか一方が生きている限り年金をお受取りになれます。

※上記の年金受取りに加えて、据置受取りもご選択いただけます。

例えば 【10年確定年金の場合】 上記ご契約例で60歳から年金で受取られる場合



※ 例示の年金額は、2024年3月1日現在の基礎率等(予定利率等)に基づき算出したものです。実際の年金額は、年金基金設定時の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により、基礎率等が変更された場合には、例示の年金額を大きく下回る可能性があります。

※ 保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用として、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^(注)(2024年3月1日現在)を年金支払日の年金原資から控除します。

(*) 将来変更される可能性もあります。

このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。22ページの「くわしくは…」をご覧ください。

商品のしくみ②

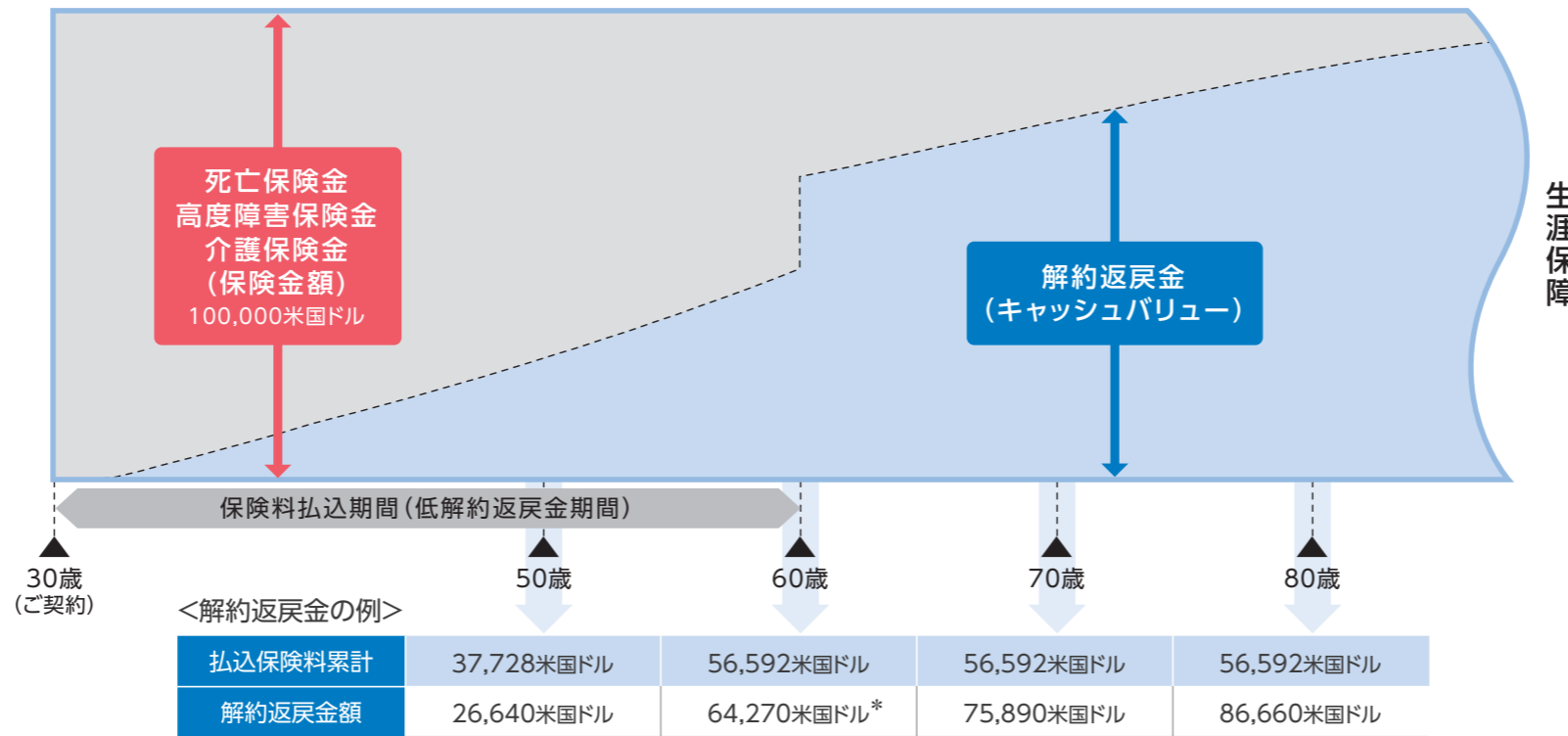
介護保障100%プラン

要介護状態になられたとき、 死亡保険金・高度障害保険金と同額の介護 保険金をお受取りいただけます。

※ 介護保障100%プラン の場合、死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金のいずれかをお受取りいただくと、ご契約は消滅します。

ご契約例

- 契約年齢(被保険者)：30歳(男性)
- 保険金額：100,000米ドル
- 介護保険金割合：100%
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳満了
- 保険料
(月払・口座振替)：157.20米ドル



※ 払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約当日の前日における金額を表示しています。(ただし、表中の[*]印が表示された低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金は、保険料払込期間満了日の翌日の金額を表示しています。)

要介護状態になられた場合

▶ 詳しくは9～14ページをご覧ください。

年金原資・年金の通貨について

ご希望で年金原資を

- 1 「米ドル」のままにしておくか、
- 2 「円」に換算するかをお選びいただけます。

1 年金原資が「米ドル」の場合
 年金は「米ドル」か「円」でお受取り
 毎年選択可能

2 年金原資が「円」の場合
 年金は「円」でお受取り

▶ 円換算支払特約を付加します。詳しくは16ページをご覧ください。

生きるための資金として受取る

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約保険料は必要ありません

例えば 療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受けるなど、人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は非課税扱です

年金で受取る

保険金等の支払方法の選択に関する特約を死亡・高度障害保険金または解約返戻金を年金いただけます。

※ 解約返戻金を年金でお受取りになる場合は、契約日から5年経過後より

<ライフプランに合わせて年金の種類をお選びいただけます。>

- 確定年金** 一定期間年金をお受取りになれます。年金を受取る期間を指定する「年金支払期間指定型」と年金額を指定する「年金額指定型」を選べます。
- 保証期間付終身年金** 生きている限り年金をお受取りになれます。
- 保証期間付夫婦連生終身年金** ご夫婦のどちらか一方が生きている限り年金をお受取りになれます。

※ 上記の年金受取りに加えて、据置受取りもご選択いただけます。

付加されますと、
としてお受取り

特約保険料は必要ありません

例えば 【10年確定年金の場合】 上記ご契約例で60歳から年金で受取られる場合



※ 例示の年金額は、2024年3月1日現在の基礎率等(予定利率等)に基づき算出したものです。実際の年金額は、年金基金設定時の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により、基礎率等が変更された場合には、例示の年金額を大きく下回る可能性があります。

※ 保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用として、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%⁽⁹⁾(2024年3月1日現在)を年金支払日の年金原資から控除します。

(*) 将来変更される可能性もあります。

このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。22ページの「くわしくは…」をご覧ください。

お受取りについて①

介護保険金を受取る(1) 要介護2以上等

公的介護保険制度の**要介護2以上**の状態に該当していると認定されたとき等に介護保険金をお受取りいただけます。



保険金の種類	お支払事由
介護保険金	次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> 公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき 被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、ジブラルタ生命所定の要介護状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

公的介護保険制度の要介護2以上の状態とは…

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度のことをいいます。「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

ジブラルタ生命は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

参考

区分	要介護度別の身体状態の目安(例)	
要介護	2	食事や排せつに何らかの介助を必要とすることがある。 立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。 衣服の着脱は何とかできる。 物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	3	食事や排せつに一部介助が必要。 立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。 入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。 いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	4	食事にとどき介助が必要で、排せつ、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。 立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	5	食事や排せつがひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。 歩行や両足での立位保持はほとんどできない。 意思の伝達がほとんどできない場合が多い。
	軽度	重度

出典 (公財)生命保険文化センター「定年Go！」(2023年4月改訂版)をもとにジブラルタ生命で作成

このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。22ページの「くわしくは…」をご覧ください。

ジブラルタ生命所定の要介護状態とは…

お支払いの対象となるジブラルタ生命所定の要介護状態とは、次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 下表の①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症^(※1)と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害^(※2)があり、かつ、他人の介護を要する状態
- (※1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷により、正常に成熟した脳が破壊され、知能が低下した状態
例:アルツハイマー病の認知症、レビー小体型認知症など
- (※2) 時間・場所・人物のいずれかの認識ができない状態

①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に当てはまること

項目	いずれかに該当	
	全部介助の状態	一部介助の状態
① 歩行 立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 必ず車椅子を使用している。 寝たきり状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 誰かに支えられなければ歩行できない。
② 寝返り 身体の上に布団などをかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えられるかどうか。	何かにつかまっても1人で寝返りができない。	ベッド柵などの何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。

③～⑥のうち

「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に当てはまること(合計ポイントが3ポイント以上になること)

※同一項目の「全部介助の状態」と「一部介助の状態」を合計して3ポイントとすることはできません。

項目	各2ポイント	各1ポイント
	全部介助の状態	一部介助の状態
③ 入浴 浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフトなどの機器を使用する。 洗身をすべて介助者が行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 体の一部の洗身を介助者が行っている。
④ 排せつ 排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 常時オムツに依存している。 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。 	排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分のため、介助者が援助している。
⑤ 食事の摂取 眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	介助がなければ1人ではまったくできない。	食器や食物などを工夫しても、介助がなければ困難。(小さく切る、ほぐすなどの介助を含む)
⑥ 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	介助がなければ1人ではまったくできない。	一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

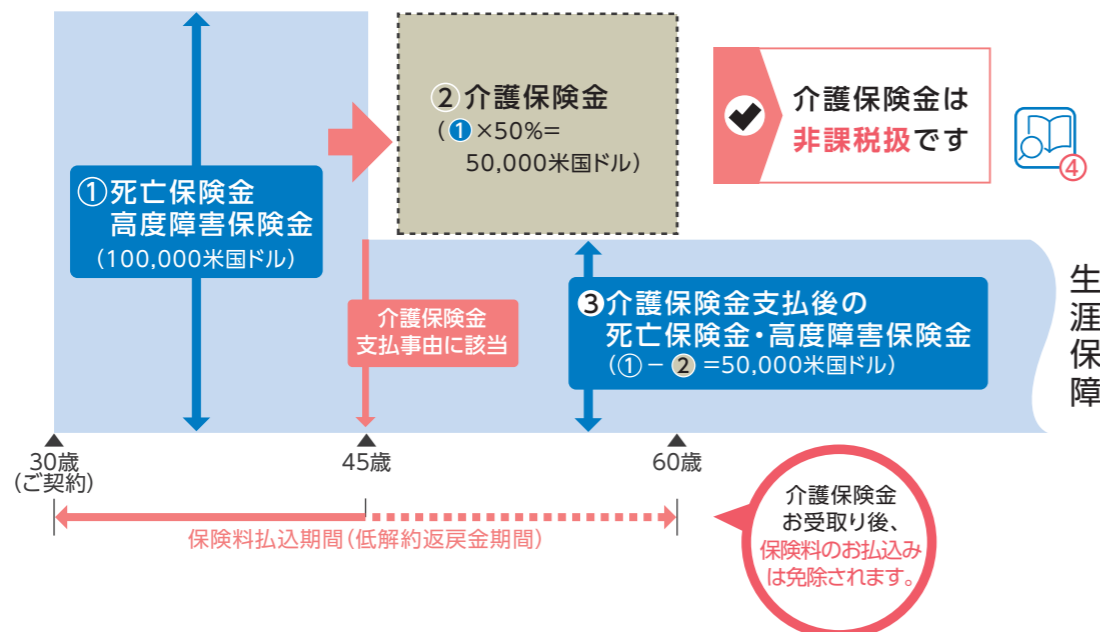
お受取りについて②

介護保険金を受取る(2) 要介護2以上等

例えば 所定の要介護状態に該当され、介護保険金をお受取りいただく場合・・・

5ページのご契約例 介護保障50%プラン の場合

- 介護保険金をお受取りいただいた後も、死亡・高度障害状態に対する**保障が一生継続**します。(下図③部分)
- 介護保険金をお受取りいただいた場合、**以後の保険料のお払込みは免除**となります。



解約返戻金表 (③ に対応する解約返戻金)

介護保険金支払後の経過年数	A. 払込保険料累計 米ドル	死亡・高度障害保険金 米ドル	B. 解約返戻金 米ドル	解約返戻率 約(B÷A)%
5年 50歳	26,784	50,000	11,800*	44.0
10年 55歳	26,784	50,000	15,690*	58.5
15年 60歳	26,784	50,000	28,680	107.0
20年 65歳	26,784	50,000	31,540	117.7
25年 70歳	26,784	50,000	34,570	129.0
30年 75歳	26,784	50,000	37,690	140.7
35年 80歳	26,784	50,000	40,650	151.7

※経過年数は、介護保険金支払時から毎年の契約応当日までの年数およびその契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。
 ※解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。(ただし、低解約返戻金期間満了直後(60歳時)の解約返戻金額は、保険料払込期間満了日の翌日の金額を表示しています。)
 ※表中のBの項目に「*」印が表示されている場合は、低解約返戻金期間中(低解約返戻金割合70%)の解約返戻金額を表示しています。
 ※払込保険料累計は、介護保険金支払事由発現時までの保険料の累計です。

7ページのご契約例 介護保障100%プラン の場合

- 介護保険金をお受取りいただくと、**ご契約は消滅**します。

このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。22ページの「くわしくは…」をご覧ください。

介護保険金を年金で受取る(1)

介護保険金を年金で受取る場合、以下の**年金種類**からお選びいただけます。

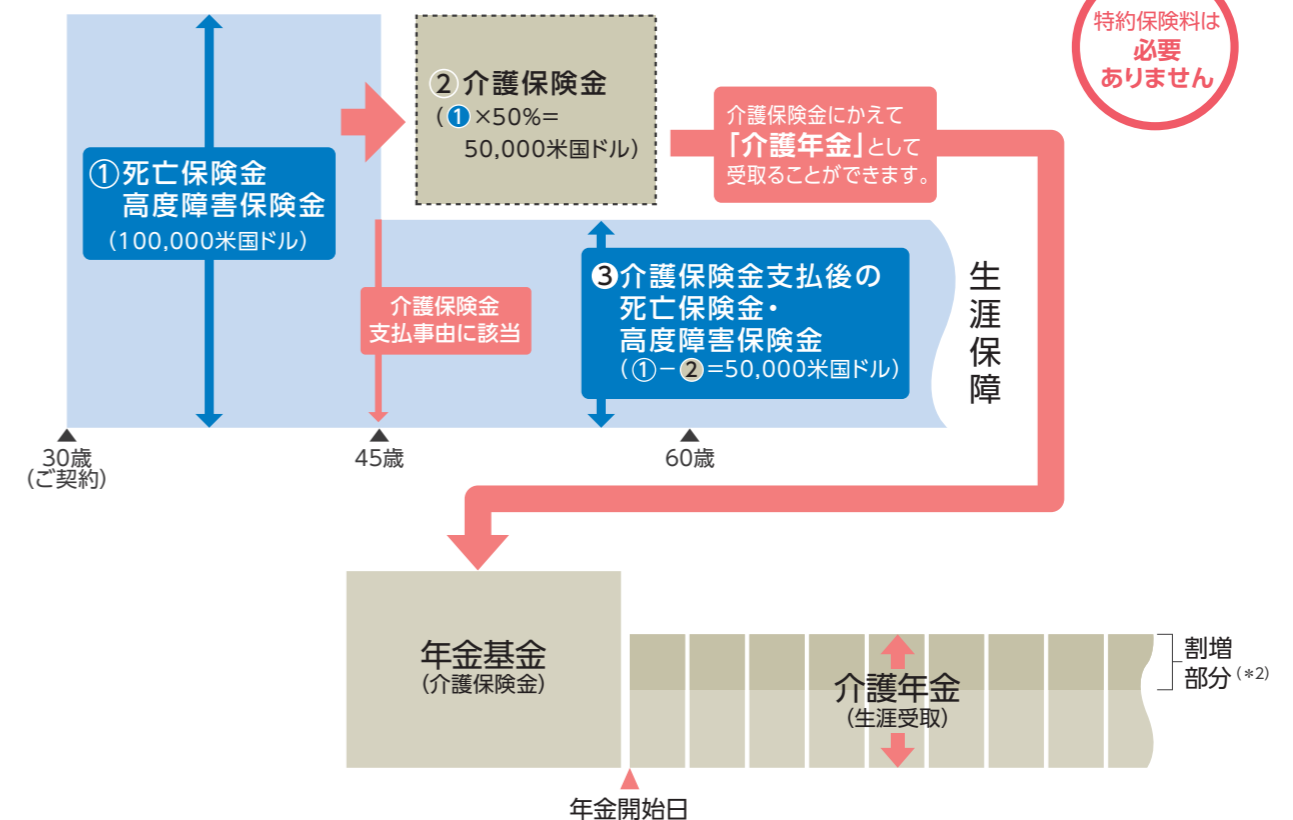
保険金の種類	年金種類	付加する特約
介護保険金 (全部または一部)	保証金額付介護終身年金	介護保険金割増年金支払特約
	保証期間付介護終身年金	
	確定年金	保険金等の支払方法の選択に関する特約
	保証期間付夫婦連生終身年金	

※ご契約時、介護保険金割増年金支払特約の年金種類は「保証金額付介護終身年金」となります。(法人・個人事業主契約以外の場合)
 ※保険金等の支払方法の選択に関する特約では、上記の年金受取りに加えて、据置受取りもご選択いただけます。

介護保険金割増年金支払特約を付加されますと

介護保険金の全部または一部を通常の年金よりも割増された介護年金^(*)でお受取りいただけます。
 (*1) 保証金額付介護終身年金または保証期間付介護終身年金をご選択いただけます。

5ページのご契約例 介護保障50%プラン の場合



(*)2 割増部分は年金開始日における基礎率等(予定利率・予定死亡率等)に基づいて算出されるため、性別・年齢等により金額が異なります。また、年齢により割増部分がない場合もあります。

※介護年金は円のみでお受取りいただけます。このとき、介護保険金(米ドル)は、第一回介護年金支払日の前日におけるジブラルタ生命所定の為替レートにより円に換算され、年金基金として充当されます。

必要な備えについて

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて②

為替リスクについて

ご契約にかかる費用について

よくいただく質問

ご契約後の取扱いについて

お受取りについて③

介護保険金を年金で受取る(2)

■ 介護保険金(12ページの図中②)を介護年金で受取る場合
(介護保険金割増年金支払特約)

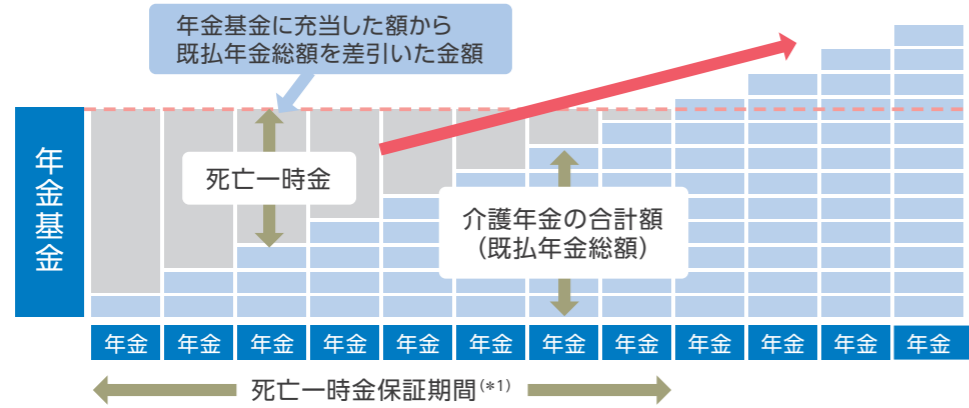
保証金額付介護終身年金



・被保険者が年金支払日に生存されている場合、介護年金を受取り続けることができます。(年金開始日における被保険者の年齢は40歳以上とします。)
・死亡一時金保証期間(*1)中に被保険者が死亡された場合は、死亡一時金(年金基金に充当した額からすでにお受取りいただいた介護年金およびすでにお受取りいただくことのできた介護年金の合計額を差引いた金額)をお受取りいただけます。

(*1)死亡一時金をお受取りいただける期間をいい、年金開始日からお受取りいただく介護年金の合計額がはじめて年金基金に充当した額をこえることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。

【参考】介護年金の合計額と死亡一時金額の推移について(イメージ図)



■5ページのご契約例 介護保障50%プラン で、45歳時から介護保険金を保証金額付介護終身年金で受取られた場合 (為替レートが1米ドル=100円の場合)	年金基金(介護保険金) 5,000,000円	介護年金額 126,913円
	通常の年金額(保証金額付終身年金)	119,446円

保証期間付介護終身年金



・被保険者が年金支払日に生存されている場合、介護年金を受取り続けることができます。(年金開始日における被保険者の年齢は40歳以上とします。)
・保証期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡一時金(保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額)をお受取りいただけます。

※この特約の被保険者が年金開始日以後、一定期間内に死亡された場合、お受取りいただく介護年金等の総額が年金基金の額を下回る可能性があります。

■5ページのご契約例 介護保障50%プラン で、45歳時から介護保険金を10年保証期間付介護終身年金で受取られた場合 (為替レートが1米ドル=100円の場合)	年金基金(介護保険金) 5,000,000円	介護年金額 143,633円
	通常の年金額(10年保証期間付終身年金)	136,162円

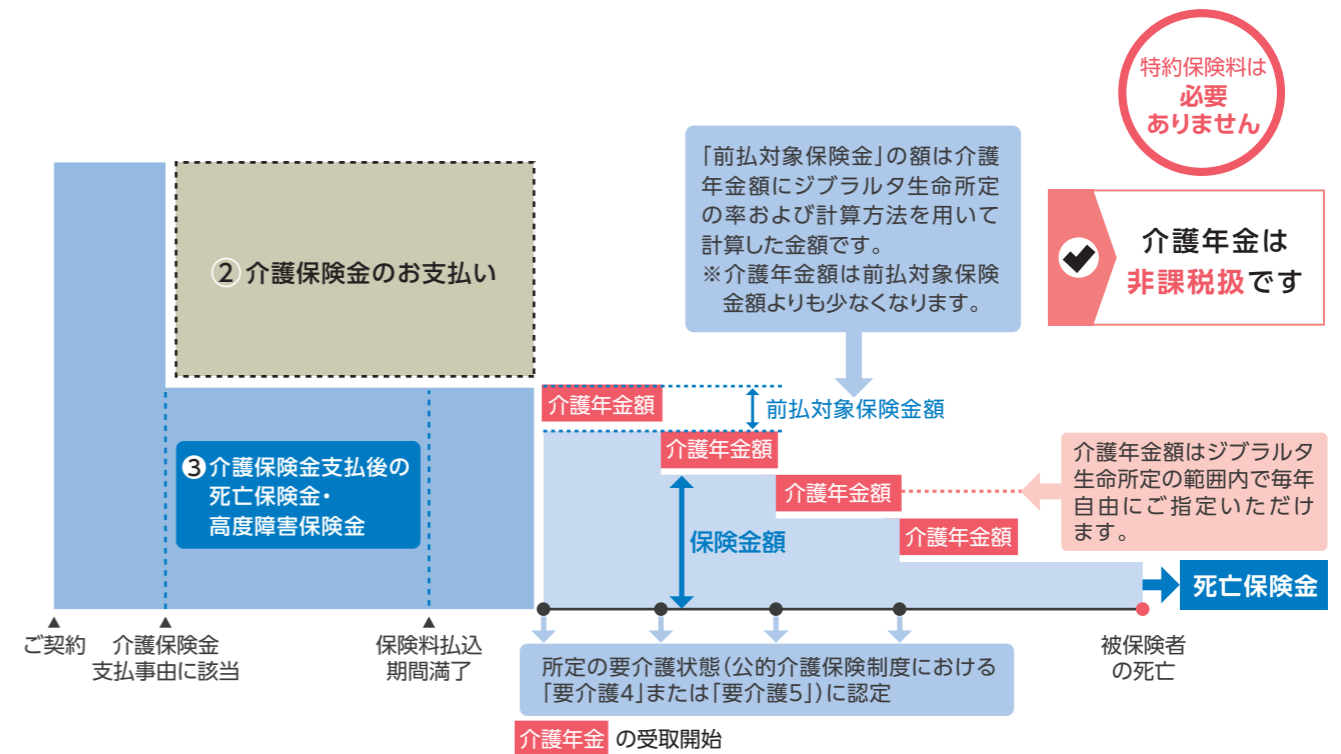
※表示の為替レートは円換算のための目安として例示しています。
 ※例示の介護年金額・通常の年金額は、2024年3月1日現在の基礎率等(予定利率・予定死亡率等)に基づき算出したものです。実際の介護年金額・通常の年金額は、年金開始日の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により基礎率等が変更された場合には、例示の介護年金額・通常の年金額を大きく下回る可能性があります。
 ※保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用として、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(*2)(2024年3月1日現在)を年金支払日の年金原資から控除します。
 (*2) 将来変更される可能性もあります。

介護年金を受取る 要介護4または5

「介護保険金」をお受取り後、より重度な要介護状態になられた場合・・・

介護前払特約(介護保険金支払後給付型)を付加されますと

「介護保険金支払後」かつ「保険料払込期間満了」、「被保険者の年齢が満65歳以上」で所定の要介護状態になられた場合、保険金額の一部を介護年金としてお受取りいただけます。



※この特約は、**介護保障50%プラン**にのみ付加することができます。

▶ このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。22ページの「くわしくは…」をご覧ください。

参考

ご理解いただきたい公的年金(遺族年金・老齢年金)についてご案内します。

遺族年金とは

万一のことがあったとき、遺されたご家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

遺族年金とは、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

※遺族年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。



老齢年金とは

リタイア後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

老齢年金には、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」があり、加入している年金の種別によって受給額が異なります。

※老齢年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。



※2024年2月現在の公的制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

なぜ米国ドルなのか?

10年国債利回りで比較すると、米国と日本には金利差があります。

米国と日本の10年国債利回り推移



※上記は1993年1月～2024年1月の月初(1日)の利回りをもとに作成しています。
※上記は過去の数値を示したもので、将来における利回りを保証または示唆するものではありません。

出典 Bloombergの情報をもとにジブラルタ生命で作成

必ずご一読ください

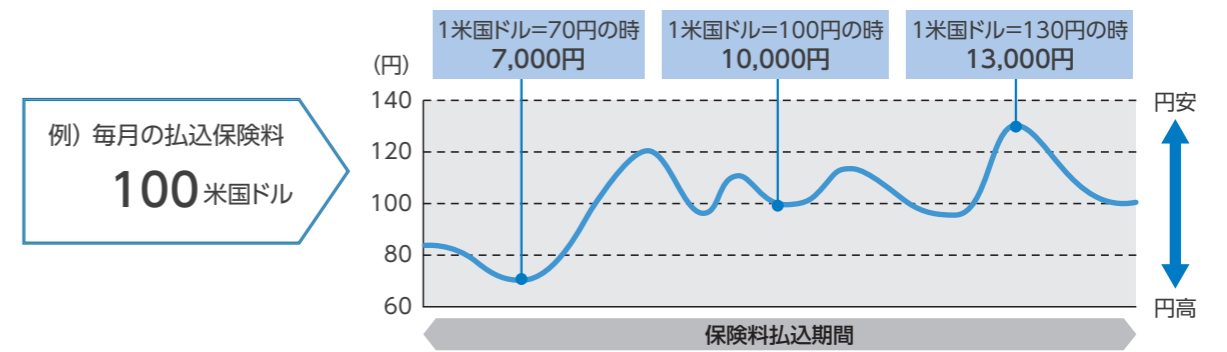
為替リスクについて(「円」でお取扱いする際の注意事項)

この保険は米国ドル建てであり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お申込みいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
●円で保険料等をお申込みいただく場合の為替レートと円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 「円」でお払込みいただく保険料は、毎回変動(増減)します。

(円換算払込特約)
※円換算払込特約は、あらかじめ付加されています。



※為替レートの変動を表すイメージ図です。

2 「円」で保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合、お受取金額は変動します。

(円換算支払特約)

例) 保険金額 100,000 米国ドル
Table with 3 rows: 円高 (1 USD = 70 JPY) 7,000,000 JPY; 円安 (1 USD = 100 JPY) 10,000,000 JPY; 円高 (1 USD = 130 JPY) 13,000,000 JPY.

3 「円」でお受取りいただく介護年金の年金基金は、円換算して設定されるため変動します。

(介護保険金割増年金支払特約)

4 「円」での貸付金のお受取りまたは元利金のご返済をされる場合、お受取金額またはご返済金額は変動します。

(円換算貸付特約)

※上記の数値はあくまで為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

必要な備えについて

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて

為替リスクについて

ご契約にかかる費用について

よくいただくご質問

取扱いについて

必ずご一読ください

ご契約にかかる費用について

■ 保険関係費用

お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。

■ 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

【円で保険料等をお支払いいただく場合の費用】

ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円^(*) / 1米ドル)が含まれています。

【円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円^(*) / 1米ドル)が含まれています。

【米ドルで保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

■ 保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用

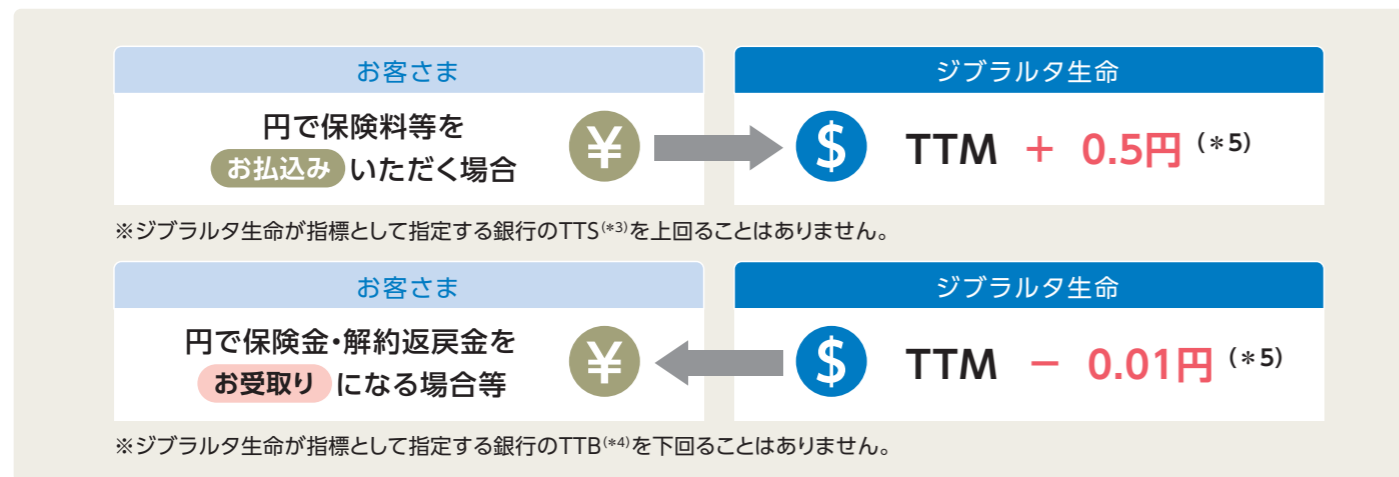
年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^(*)を年金支払日の年金原資から控除します。

※保険金等の支払方法の選択に関する特約および介護保険金割増年金支払特約によるお取扱い

(*) 2024年3月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

〈ジブラルタ生命所定の為替レートについて〉

ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM^{(*)2}を基準としており、為替交換手数料が含まれます。



(*)2 銀行間の取引レート(為替相場の基準値)(対顧客電信仲値)
 (*)3 一般にお客さまが円を米ドルに換える際のレート(対顧客電信売相場)
 (*)4 一般にお客さまが米ドルを円に換える際のレート(対顧客電信買相場)
 (*)5 2024年3月1日現在。将来変更される可能性もあります。

※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
 ※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
 ※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

〈「円」でお取扱いする場合の為替レートについて〉

特約	対象	換算基準日	適用する為替レート
1 円換算払込特約	第1回保険料	保険料払込日(着金日)の前日	円で保険料等をお支払いいただく場合の為替レート
	第2回以後の保険料	保険料払込日の属する月の前月末日	
	前納保険料 ^{(*)6}	ジブラルタ生命受領日(着金日)	
2 円換算支払特約	死亡保険金	所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日の前日	円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート
	高度障害保険金		
	介護保険金		
	解約返戻金		
	リビング・ニーズ特約による保険金		
	介護前払特約による介護年金		
	死亡保険金即日支払サービスによる死亡保険金		
保険金等の支払方法の選択に関する特約による据置支払	据置期間満了前 据置期間満了時	据置期間満了日の前日	
3 介護保険金割増年金支払特約	年金基金に充当する介護保険金	年金支払日の前日	円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート
	年金基金に充当する介護保険金	第一回介護年金支払日の前日	
4 円換算貸付特約	契約者貸付	借り入れ 返済	円で保険料等をお支払いいただく場合の為替レート
	自動振替貸付の返済	返済日の前日	
	契約者貸付	所定の必要書類をジブラルタ生命の本社にて受理した日の前日	

(*)6 将来の保険料の全部または一部を前もってお支払いいただくことができます(前納)。
 ※上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

「円」でお取扱いする場合の為替レートは、次の方法でご確認いただけます

インターネット(ホームページ)	ジブラルタ生命コールセンター
<p>https://www.gib-life.co.jp/</p> <p>営業日ごとに、当日午前0時に公開します。</p>	<p>一般のお客さま</p> <p>ミナジブロック 通話料無料</p> <p>0120-37-2269</p> <p>募集代理店を通じてご加入されたお客さま</p> <p>ナンバージブロック 通話料無料</p> <p>0120-78-2269</p> <p>【受付時間】 平日 ▶ 9:00~18:00 土曜 ▶ 9:00~17:00 (日・祝・12/31~1/3を除く)</p>

必要な備えについて
 商品の特徴
 商品のしくみ
 お受取りについて
 為替リスクについて
 ご契約にかかる費用について
 よくいただく質問
 ご契約後の取扱いについて

Q & A お客様からよくいただくご質問です。

Q1 資産形成の手段として外貨を活用することには、
どんなメリットがありますか？

A1 資産を増やすポイントは金利の高さと時間の長さ、そして
通貨を分散させることです。
じょうずに資産をまもり、育てていくために、外貨を保有する
メリットについて、動画でわかりやすく解説しています。



Q2 公的介護保険制度についての質問です。
介護が必要になったら何歳からでも公的介護保険の給付を
受けられますか？

A2 いいえ、要介護状態になった原因を問わず公的介護保険の給付を受けられるのは
65歳からです。40～64歳の場合は、給付対象が限定されます。

参考 公的介護保険制度の要介護認定の対象

要介護状態になった原因	～39歳 (公的介護保険加入対象外)	40～64歳 (第2号被保険者)	65歳～ (第1号被保険者)
加齢に伴う所定の 特定疾病 ^(※1)	×	○	(原因を問わず)
上記以外 (例：事故などのケガ)	×	×	○

(※1) 介護保険法施行令第2条に規定する特定疾病(例：関節リウマチ、脳血管疾患、骨折を伴う骨粗しょう症)
※上記は2024年2月現在の公的介護保険制度に基づき概略を説明しています。公的介護保険の保障内容については、お住まいの市区町村にご確認ください。

Q3 認知症等になり、介護保険金の請求が自身でできない場合、
何か方法がありますか？

A3 介護保険金の請求および受取りは原則、被保険者となります。
被保険者が受取れない事情がある場合、成年後見人等が選任されていればその後見人等、
後見人等がない場合は指定代理請求人が請求することができます。

Q4 介護保険金を一部一時金で受取り、残りを年金で受取るとは
できますか？

A4 はい。受取ることができます。
※1回の受取額が2万円以上であることが必要です。

Q5 介護保険金を年金で受取るときの通貨は「米国ドル」と「円」
どちらも選ぶことができますか？

A5 「介護保険金割増年金支払特約」により介護年金を受取る場合は、円のみを受取りとなります。
「保険金等の支払方法の選択に関する特約」により年金を受取る場合は、「米国ドル」または
「円」どちらも選ぶことができます。
・年金基金が米国ドルの場合：年金は、「米国ドル」または「円」で受取れます。
(為替の動向をみて毎年どちらかを選択できます。)
・年金基金が円の場合：年金は、「円」でのみを受取りとなります。
(以降の受取通貨の変更はできません。)

Q6 介護保険金割増年金支払特約で選択できる年金種類の保証金額付
介護終身年金と保証期間付介護終身年金の違いは何ですか？

A6 ・介護保険金から年金基金に充当した額を保証するのが保証金額付介護終身年金です。
生きている限り年金を受取り続けることができます。
※死亡一時金保証期間中^(※2)に被保険者が死亡された場合は、死亡一時金(年金基金に充当した額からすでにお受取りいただ
いた介護年金およびすでにお受取りいただくことのできた介護年金の合計額を差引いた金額)をお受取りいただけます。
(※2) 死亡一時金をお受取りいただける期間をいい、年金開始日から、お受取りいただく介護年金の合計額がはじめて年金
基金に充当した額をこえることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。
・保証期間[5年、10年、15年、20年]中の年金受取を保証するのが保証期間付介護終身
年金です。生きている限り年金を受取り続けることができます。
※保証期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡一時金(保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する
金額)をお受取りいただけます。

Q7 介護年金受取中に要介護状態から回復した場合でも、介護年金を
継続して受取るとはできますか？

A7 はい。介護年金を継続して受取ることができます。
介護保険金支払事由に該当してお受取りが確定するものなので、状態が回復したとして
も介護年金をお受取りいただけます。

Q8 介護保険金を受取った時、税金はかかりますか？
また、年金で受取った場合はどうなりますか？

A8 介護保険金を一時金で受取った場合も、年金で受取った場合も、原則非課税です。
介護保険金および介護保険金割増年金支払特約^(※3)から支払われる年金については、「身体
の傷害に基因して支払われるもの」として、原則、非課税扱となります。
(※3) 支払事由発生前に介護保険金割増年金支払特約を付加した場合です。

Q9 この保険の生命保険料控除区分は何になりますか？

A9 「一般生命保険料控除」になります。

必要な備えについて

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて

為替リスクについて

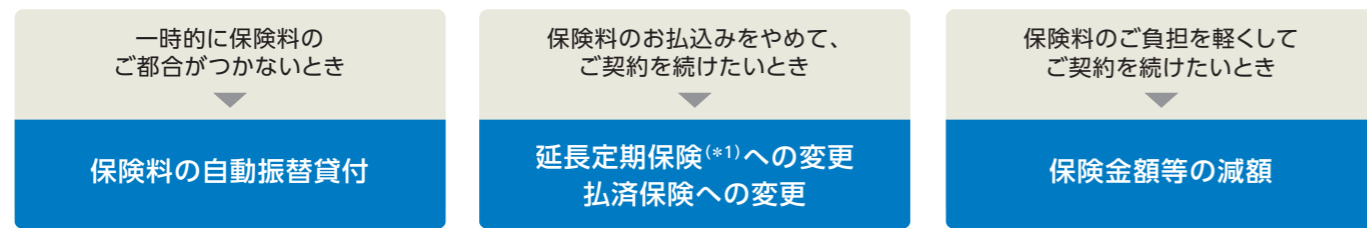
ご契約にかかる費用について

よくいただくご質問

取扱いについて

ご契約後の取扱いについて

■こんなときにはこんな方法があります。



(*1) 延長定期保険に変更後は、死亡・高度障害保障のみとなります。

※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。

保険料例

■保険料例(月払・口座振替扱) 保険期間：終身 保険金額：100,000米ドルの場合
2024年3月1日現在
単位：米ドル

介護保障50%プラン	男性				女性			
	契約年齢(被保険者)				契約年齢(被保険者)			
保険料払込期間	20歳	30歳	40歳	50歳	20歳	30歳	40歳	50歳
55歳満了	112.40	168.80	308.30	—	101.50	152.30	277.00	—
60歳満了	103.90	148.80	245.10	539.30	93.70	133.80	219.10	481.70
65歳満了	97.80	135.30	208.70	384.80	87.80	121.10	185.20	339.90
70歳満了	93.30	126.10	186.30	311.60	83.60	112.20	163.70	271.00
75歳満了	90.40	120.00	172.10	271.80	80.40	105.80	149.40	232.10
80歳満了	88.30	116.10	163.60	249.70	78.10	101.50	140.00	209.20

介護保障100%プラン	男性				女性			
	契約年齢(被保険者)				契約年齢(被保険者)			
保険料払込期間	20歳	30歳	40歳	50歳	20歳	30歳	40歳	50歳
55歳満了	118.30	178.30	326.00	—	107.40	161.80	295.40	—
60歳満了	109.50	157.20	259.20	570.20	99.10	142.20	233.60	515.50
65歳満了	103.00	143.00	220.90	407.30	92.90	128.60	197.50	363.80
70歳満了	98.50	133.40	197.50	330.40	88.40	119.00	174.50	290.20
75歳満了	95.40	127.10	182.80	289.00	85.00	112.40	159.30	248.90
80歳満了	93.30	123.20	174.10	266.40	82.80	107.80	149.70	224.70

この保険の保険料は、2024年3月1日現在における予定利率(年2.75%)およびその他ジブラルタ生命所定の基礎率等を用いて計算したものです。予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割引く際に用いる利率のことをいいます。なお、この保険に適用される予定利率といわゆる利回りとは異なります。

くわしくは…

① 死亡保険金即日支払サービスについて ▶ 3ページ

このサービスでお受取りいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円(*2)(*3)を上限とするジブラルタ生命所定の金額です。ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお受取りいただけない場合もあります。

② 低解約返戻金期間中の解約返戻金額について ▶ 4ページ

- この保険は低解約返戻金型です。低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルで受取る解約返戻金額の70%に相当する金額となります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中に解約返戻金を円で受取る場合には、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルで受取る解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることになります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルで受取る解約返戻金額と同額となります。

③ リビング・ニーズ特約について ▶ 5・7ページ

- 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、ジブラルタ生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行なっても余命6か月以内であることを意味します。
- ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して30万米ドル以内かつ3,000万円以内(*3)でご指定いただけます。ただし、法人契約でリビング・ニーズ特約の特約保険金受取人が法人(個人事業主を除く)の場合は、ご契約の死亡保険金額の範囲内であれば同一被保険者の他のご契約と通算した支払限度額はありせん。
- リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。(2024年2月現在。将来変更になる可能性があります。)

④ 介護保険金のお受取りについて ▶ 9・11ページ

介護保険金は、被保険者が受取人となる場合、所得税法上非課税扱いとなります。(2024年2月現在。将来変更になる可能性があります。)

⑤ 介護前払特約(介護保険金支払後給付型)について ▶ 14ページ

- 介護年金のご請求は、前払対象保険金額が一被保険者につき30万米ドル以内かつ3,000万円以内(*3)の介護年金額までご指定いただけます。ただし、主契約の残余保険金額が1,000米ドルとなる介護年金額までとなります。
- ご請求ごとの介護年金額が同額である場合でも、主契約の保険金額から減額される保険金額(前払対象保険金額)は、請求日におけるジブラルタ生命所定の率および計算方法により計算されるため、異なる場合があります。
- 介護年金は、被保険者が受取人となる場合、所得税法上非課税扱いとなります。(2024年2月現在。将来変更になる可能性があります。)

(*2) 受取人への口座振込の場合。お取扱いの詳細については、ジブラルタ生命にお問合せください。

(*3) TTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額の上限となります。



お取扱いについて

■ 契約年齢範囲・保険料払込期間

保険料払込期間は、年齢または年数で設定いただけます。

契約年齢範囲 (被保険者)	保険料払込期間										
	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	80 歳	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年
15～45歳	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
46～50歳		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51～55歳			●	●	●	●	●	●	●	●	
56～60歳				●	●	●	●	●	●		
61～65歳					●	●	●	●			
66～69歳						●	●				

■ 保険料払込方法<回数>

月払、半年払、年払

■ 高額割引制度について

ご契約の保険金額が5万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

■ その他

当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※当パンフレットは主に個人契約のご説明をしています。法人契約の場合やお申込み経路によっては、お取扱内容が異なることがあります。
※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2024年2月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。
個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

生命保険募集人 について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。
生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客さま **0120-37-2269** (通話料無料)

募集代理店を通じて
ご加入されたお客さま **0120-78-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

<お問合せ先(担当者)>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。